［異常時通報連絡の公表文（様式１－１）］

伊方発電所におけるクレーン付きトラックの転倒について

31．1．18
原子力安全対策推進監
（内線 2352）

［異常の区分］

国への法律に基づく報告対象事象		有　・　無 ［評価レベル　－　］ 労働安全衛生法に基づく報告
県の公表区分		A　・　B　・　C
外部への放射能の放出・漏えい		有　・　無 ［漏えい量　－　］
異常の概要	発生日時	３１年１月１８日８時００分
	発生場所	１号・２号・３号・共用設備
		管理区域内　・　管理区域外
	種　　類	・設備の故障、異常 ・地震、人身事故、その他

［異常の内容］

１月 18 日(金)10 時 54 分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

1　伊方発電所構内の屋外 84mの敷地造成工事現場で、作業用のクレーン付きトラックが転倒した。（８時 00 分）

2　このため、協力会社から労働基準監督署へ連絡したので、10 時 20 分に通報連絡が必要と判断した。

3　なお、作業員の負傷等はなく、プラントへの影響もない。

［確認状況］

四国電力(株)から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

1　11 時 20 分、八幡浜労基署が現場確認を開始した。

2　12 時 38 分、八幡浜労基署が報告事項として判断した。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、状況等を確認しました。

（伊方発電所及び周辺の状況）　　［事象発生時の状況］

原子炉の運転状況	１号機	廃止措置中
	２号機	平成 30 年 5 月 23 日運転終了（第 23 回定期検査中）
	３号機	運転中（出力 103%）　・停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値　・　異常値
周辺環境放射線の状況		通常値　・　異常値

（参考）

１　国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、７から評価対象外までの９段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

２　県の公表区分

区分	内　　容
A	○安全協定書第11条第２項第１号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象　等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生　等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分Ａ，Ｂ以外の事項

３　管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（３月間に１．３ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊　方　発　電　所　情　報
（お知らせ、第１報）

発信年月日		平成３１年　１月１８日（金）　10 時 54 分		
発　信　者		伊方発電所　増田		
当該機	号機（定格出力）	１号機	２号機	３号機（８９０MW）
	発生時状況	廃止措置中	平成30年5月23日運転終了（第23回定期検査中）	1. 出力920MWにて（通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下）中 ~~2. 第　回　定期検査中~~
発生状況概要		設備トラブル　・　人身事故　・　地震　・　その他		
		１．発生日時：　１月　１８日　１０時　２０分頃 ２．場　　所：　伊方発電所　屋外８４ｍ（管理区域外） ３．状　　況： 伊方発電所構内の屋外８４ｍの敷地造成工事現場で、作業用のクレーン車が転倒しました。 このため、協力会社から労働基準監督署へ連絡したことから、１０時２０分、通報連絡が必要と判断しました。 なお、作業員の負傷等はなく、プラントへの影響もありません。		
運転状況		１号機：廃止措置中 ２号機：平成30年5月23日運転終了（第23回定期検査中） ３号機：（通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止）中		
備　考				

伊方発電所 基本系統図

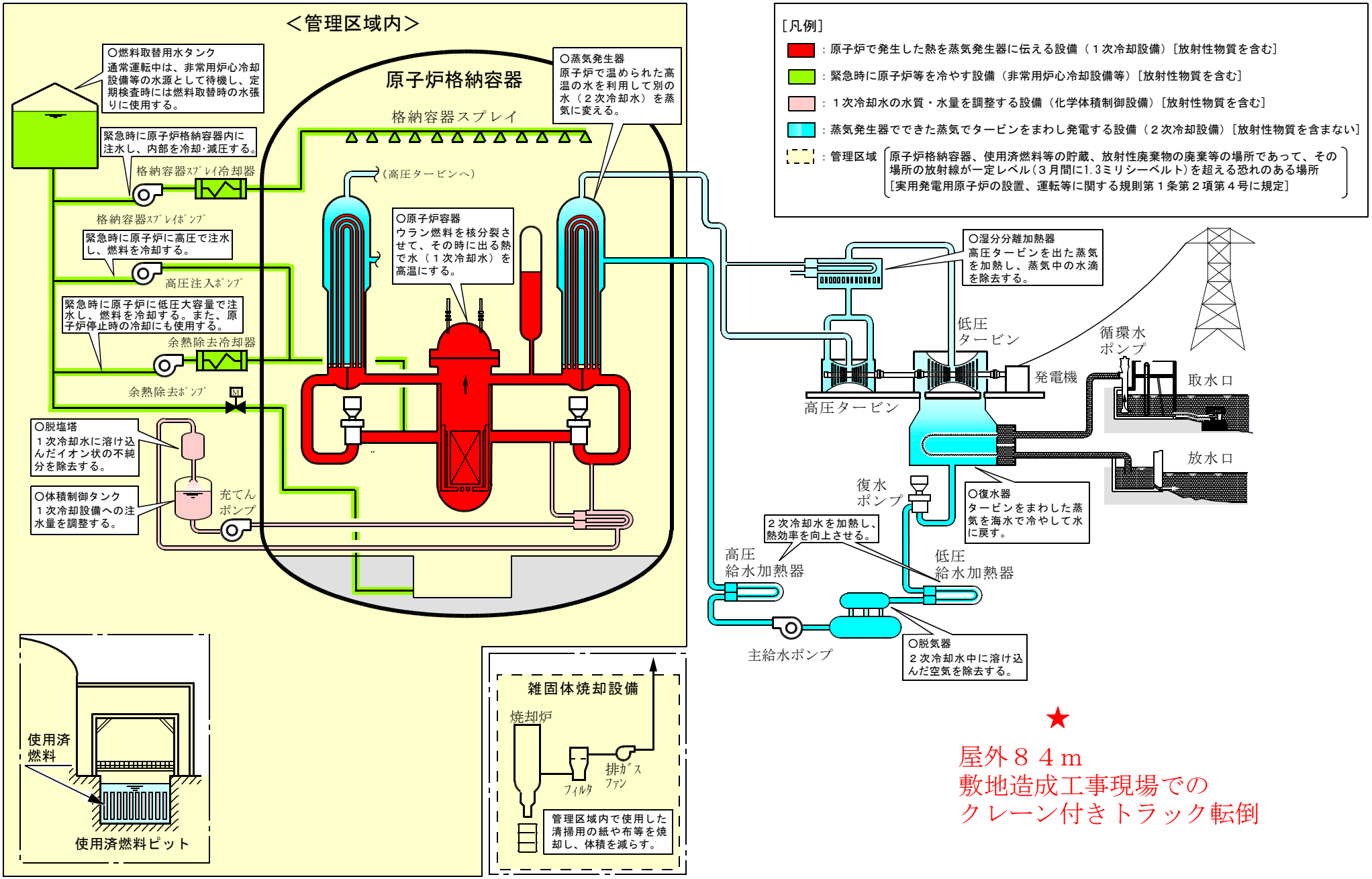
＜管理区域内＞
原子炉格納容器
○燃料取替用水タンク
通常運転中は、非常用炉心冷却設備等の水源として待機し、定期検査時には燃料取替時の水張りに使用する。
緊急時に原子炉格納容器内に注水し、内部を冷却・減圧する。
格納容器ｽﾌﾟﾚｲ冷却器
格納容器ｽﾌﾟﾚｲﾎﾟﾝﾌﾟ
緊急時に原子炉に高圧で注水し、燃料を冷却する。
高圧注入ﾎﾟﾝﾌﾟ
緊急時に原子炉に低圧大容量で注水し、燃料を冷却する。また、原子炉停止時の冷却にも使用する。
余熱除去冷却器
余熱除去ﾎﾟﾝﾌﾟ
M
○脱塩塔
１次冷却水に溶け込んだイオン状の不純分を除去する。
○体積制御タンク
１次冷却設備への注水量を調整する。
充てんポンプ
格納容器スプレイ
（高圧タービンへ）
○原子炉容器
ウラン燃料を核分裂させて、その時に出る熱で水（１次冷却水）を高温にする。
○蒸気発生器
原子炉で温められた高温の水を利用して別の水（２次冷却水）を蒸気に変える。
使用済燃料
使用済燃料ピット
雑固体焼却設備
焼却炉
フィルタ
排ｶﾞｽﾌｧﾝ
管理区域内で使用した清掃用の紙や布等を焼却し、体積を減らす。
［凡例］
：原子炉で発生した熱を蒸気発生器に伝える設備（１次冷却設備）［放射性物質を含む］
：緊急時に原子炉等を冷やす設備（非常用炉心冷却設備等）［放射性物質を含む］
：１次冷却水の水質・水量を調整する設備（化学体積制御設備）［放射性物質を含む］
：蒸気発生器でできた蒸気でタービンをまわし発電する設備（２次冷却設備）［放射性物質を含まない］
：管理区域
原子炉格納容器、使用済燃料等の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄等の場所であって、その場所の放射線が一定レベル（３月間に1.3ミリシーベルト）を超える恐れのある場所
［実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１条第２項第４号に規定］
○湿分分離加熱器
高圧タービンを出た蒸気を加熱し、蒸気中の水滴を除去する。
低圧タービン
高圧タービン
発電機
循環水ポンプ
取水口
放水口
復水ポンプ
○復水器
タービンをまわした蒸気を海水で冷やして水に戻す。
２次冷却水を加熱し、熱効率を向上させる。
高圧給水加熱器
低圧給水加熱器
主給水ポンプ
○脱気器
２次冷却水中に溶け込んだ空気を除去する。
★
屋外８４ｍ
敷地造成工事現場での
クレーン付きトラック転倒

クレーン付きトラック　転倒状況